別図（第１６条、第１９条関係）

災害対策本部（自衛消防隊）組織図

１　災害対策本部、受付等の設置

２　自衛消防活動の指揮統制、状況の把握

３　消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡

４　関係機関や関係者への連絡

５　在館者への（放送による）案内

６　各班の連絡調整

７　報道機関への情報提供

８　活動内容の記録

９　その他必要な事項

指揮・通報連絡班

※班 長　　（総務課長）

副班長　　（評価室長）

班 員　　（監査室、総合戦略企画室、評価室、広報室

化学物質等総合安全管理室及び総務課）

防火・防災管理者

（施設管理課長）

初期消火・物品管理班

※班 長　　（共通事務管理課長）

副班長　　（会計課長）

班 員　　（情報環境・ＤＸ統括本部、会計課及び

共通事務管理課）

１　消火器、屋内消火栓等を活用しての初期消火活動

２　公設消防隊の誘導及び通路の確保

３　搬出重要物品書類等の保全監守

４　緊急・支援物品の管理

１　携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導

２　構成員のパニック防止措置

３　構成員に対する指示

４　要救助者の救助

５　避難状況の確認及び指揮・通報連絡班への報告

６　構成員の安否確認

自衛消防隊

避難確認班

※班 長　　（人事労務課長）

副班長　　（教育支援課長）

班 員　　(研究科、附属図書館、未来創造イノベーション推進

本部、共同教育研究施設、教育支援課及び

人事労務課)

※統括管理者

自衛消防隊長

（事務局長）

災害対策本部長

管理権原者

（学　長）

１　消防用設備等その他の設備の監視

２　水利の確保及び防火戸・電気・ガス源等の閉鎖

３　危険物の防護・保全の処置

４　防火戸・防火ダンパー等の操作

５　大型実験装置・機器の保全管理

６　倒壊危険場所の立入禁止措置

７　活動上支障となる物件の除去

８　ライフラインの確保

自衛消防副隊長

（総務部長）

安全防護班

※班 長　　（施設管理課長）

副班長　　（研究推進課長、共創活動推進課長）

班 員　　（ナノマテリアルテクノロジーセンター、研究推進課、

共創活動推進課及び施設管理課）

注　※印の者は、消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第４条の２の８第３項第１号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程（以下「講習」という。）

を修了した者（法定資格要員）でなければならない。この場合において、班長が講習を修了していないときは、その修了までの間は、当該班の副課長相当職以

上の職にある者のうち講習を修了している者が代行するものとする。

応急救護班

※班 長　　（学生支援課長）

副班長　　（学生支援課副課長又は専門員）

班 員　　(保健管理センター及び学生支援課）

１　負傷者の救助及び応急手当

２　病院搬送又は救急車への連絡

３　負傷者等の関係者への連絡